

現場代理人・技術者等の兼任に係る取扱いについて

令和5年7月1日

(最終改正 令和8年2月13日)

現場代理人の兼任について

(千曲市) 建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととする。

第1 常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合とする。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間等

(2) 工事を全面的に一時中止している期間

(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財の調査等

(3) 工場製作を含む工事について、工場製作のみが行われている期間

(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電気品等

(4) しゅん工届を提出した後の期間

(例) 現場作業終了後の事務手続き、後片付け等

第2 現場代理人の兼任

発注者が、工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、他の工事の現場代理人又は技術者等と兼任可能と判断した工事については、兼任を認める。

なお、第1による常駐義務を緩和された工事は、兼務に当たらないものとする。

(1) 現場代理人の兼任が可能となる工事等

次の条件を全て満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

ア 発注者：原則千曲市

ただし、国又は長野県等が発注した工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

イ 工事箇所：長野県長野地域振興局管内の工事(兼任工事全て)

ウ 兼任数：**3件まで**

エ 工事の当初請負金額：**4,500万円未満**(兼任工事全て)

オ 兼任する市発注工事等の工事現場に連絡員を配置すること。

次の①～④を全て満たす工事の場合は当初請負金額が 4,500 万円以上でも兼任可とする場合がある。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事。⇒資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断する。
- ② 施工者：同一の建設業者
- ③ 工事個所：全て千曲市内の工事
- ④ 専任が必要な工事を含む場合の兼任数：2 件まで

(2) 兼任を認める際のその他の条件

- ア 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- イ 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- ウ 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- エ 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしてしないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- オ 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない連絡員を配置すること。⇒当面の間、試行的に下請けの社員も認める。

(3) 兼任を認めることができない工事

次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼任を認めないものとする。

- ア 設計図書等において、兼任できない旨が示された工事
- イ 交通量 10,000 台/日以上 of 片側通行規制工事
- ウ 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
- エ 難易度、施工内容、労働災害、公務災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないとして発注者が判断した工事

(4) 留意事項

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐するものとする。

- ア 労働安全衛生規則別表第 7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間
- イ 監督員が特に必要と認める期間

第3 兼任に関する手続き等

受注者は、契約時に提出する技術者等の通知書と併せて、以下の書類を提出すること。
ただし、現場代理人兼任届の様式は、必要に応じ適宜変更又は削除して使用してよいこととする。

(1) 千曲市が発注する工事間の場合

- ア 現場代理人兼任届（様式1）
- イ 連絡員配置届（様式2）※既に契約中の工事分も併せて1部ずつ提出。

(2) 国又は長野県等が発注した工事との兼任の場合

- 受注者は、契約時に提出する技術者等の通知書と併せて、以下の書類を提出すること。
- ア 現場代理人兼任届（様式1-2）※発注機関の承認欄に承認をもらうこと。
 - イ 連絡員配置届（様式2）

(3) 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に係る支障の有無を見極めたうえで、現場代理人の兼任の可否について判断する。

技術者の兼務について

技術者が複数の建設工事を管理することができる場合について、原則は監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技大147号）によるものとし、次のとおり取扱うこととする。

（ ）内は建築一式工事の場合

請負金額	兼務可否
1億円以上 (2億円以上)	原則兼務不可 <u>(ただし専任特例2号の場合除く)</u>
4,500万円以上、1億円未満 (9,000万円以上、2億円未満)	原則兼務不可 <u>(ただし専任特例1号又は2号の場合除く)</u>
4,500万円未満 (9,000万円未満)	兼務可

※同一の技術者が専任特例1号と専任特例2号を活用した工事現場の兼務は不可

第1 同一の専任の技術者が管理することができる工事

技術者の専任配置の特例は次のとおりとする。

- (1) 専任特例1号
- (2) 専任特例2号※（監理技術者のみ適用）※
 - ア 工事箇所：「長野県長野地域振興局管内」又は「現場間の移動時間が概ね1時間程度」の工事であること。
- (3) 次の条件を全て満たす工事（主任技術者のみ適用）
 - ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事。⇒資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断する。
 - イ 施工者：同一の建設業者
 - ウ 工事箇所：全て千曲市内の工事
 - エ 専任が必要な工事を含む場合の工事数：原則2件まで
- (4) 複数工事を同一工事とみなせる場合（兼務に当たらない）

※専任特例2号について、下記の要件のいずれかに該当する場合は、兼務を認めない。

- ア 技術的難易度が高い工事であるとき（トンネル、長大橋、美術館など）
- イ 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
- ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき

第2 主任技術者と監理技術者の兼務

次の条件を満たす工事とする。ただし、専任の主任技術者と監理技術者の兼務は認めない。

- ア 主任技術者を配置する工事の請負代金額：4,500万円未満
(建築一式工事は9,000万円未満)
- イ 兼務を認める工事数：2件まで

第3 兼任に関する手続き等

以下の書類のほか、専任特例1号による兼務の場合は、「人員の配置計画書」を発注者に提出すること。

- (1) 新規の市発注工事と既に受注している他の工事を兼務する場合
 - ア 提出書類：「技術者兼務届」（様式3）
 - イ 提出時期：新規の市発注工事の契約時
- (2) 既に受注している市発注工事と他の工事を兼務する場合
 - ア 提出書類：「技術者兼務届」（様式3）
 - イ 提出時期：他工事の契約締結まで